

マネジメントレポート

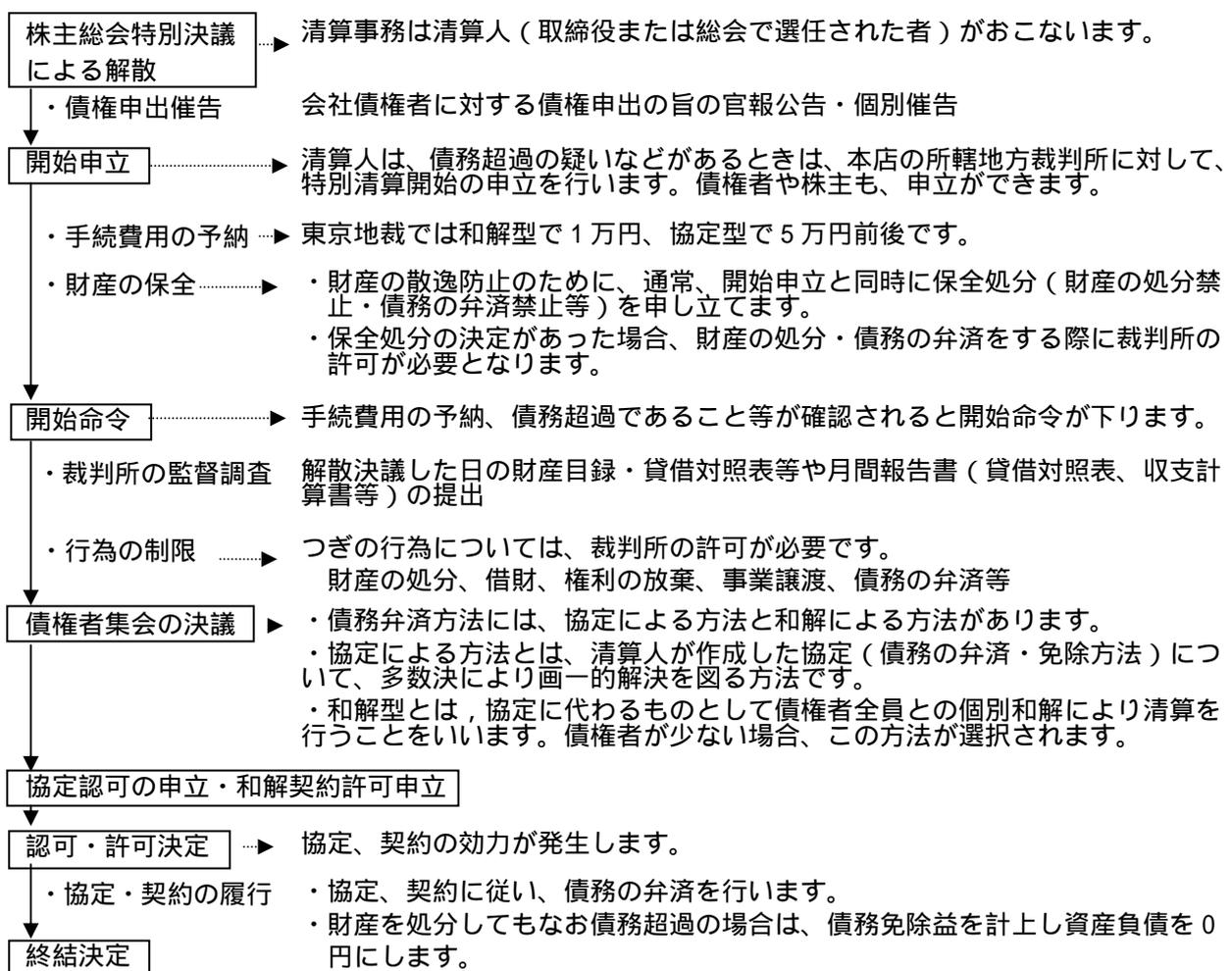
役員のための財務税務会社法ニュース

今回のテーマ： 特別清算

会社が解散しますと、通常の清算手続（債権の取立て・財産の処分・債務の弁済、残余財産を株主に分配）に入りますが、債務超過の疑いなどがある場合には、特別清算（手続）となります。

特別清算の流れ

特別清算は、通常の清算とは異なり、裁判所の監督下で行われる法的清算手続きであるため、財産の処分、債務の弁済等については一定の制限があります。



お見逃しなく！

- 特別清算にかかる債権者の税務上の取扱い
・開始申立があった段階で、債権金額の1/2を損金に算入できます（引当金経理）。
・協定認可の決定があった段階で、切捨てられることとなった債権の金額を損金に算入します。
- 特別清算の開始命令以降、協定・和解の見込みがないとき等は、裁判所の職権により、破産手続が開始される可能性があります。
- 債務超過の会社であっても、第三者に債権者がいない場合などは、特別清算ではなく、通常の清算によることもあります（債権者の債権放棄等により残余財産は0円とします）。